

令和 8 年 9 月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第 3 1 号

松伏町公平委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町公平委員会委員中川由美子氏の任期は、令和 8 年 9 月 3 0 日で満了となるが、再び中川由美子氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 内容

(1) 住 所 ○○○○○○○○

(2) 氏 名 中川 由美子 (なかがわ ゆみこ)

(3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで

議案第 3 2 号

松伏町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

1 趣旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項並びに地方公務員法第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 職員の任期を定めた採用 (第 2 条)

ア 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

イ 任命権者は、アによるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、一定の場合に該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(2) 任期の更新 (第 3 条)

任命権者は、任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(3) 給与に関する特例 (第 4 条)

(1) アにより任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)に適用する給料表を定め、任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとする。

(4) 給与条例の適用除外等 (第 5 条)

ア 松伏町職員の給与に関する条例の一部の規定は、特定任期付職員には適用しない。

イ 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合は、次のとおりとする。

期末手当	0. 9 6 2 5 月
勤勉手当	0. 8 8 7 5 月

- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日
公布の日
 - (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
規定の整備

議案第 3 3 号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
規定の整備（第 6 条関係）
診療報酬の算定方法（厚生労働省告示）の一部改正による条例中引用している条項の
規定の整備
- 3 施行期日
公布の日

議案第 3 4 号

松伏町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 規定の整備（第 5 条関係）
社会保険診療報酬支払基金法の一部改正により、町長が保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を委託することができる法人の名称が「社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改められたことに伴う規定の整備
 - (2) その他規定の整備
- 3 施行期日
令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 3 5 号

松伏町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 規定の整備（第 2 条及び第 4 条関係）
地方自治法施行規則の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備
 - (2) その他規定の整備
- 3 施行期日
令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 3 6 号

松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
官公署出頭休暇の対象となる範囲を見直すための条例の改正

- 2 内容
官公署出頭休暇の対象となる範囲の見直し（第14条関係）
被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を官公署出頭休暇の対象とする。
- 3 施行期日
公布の日

議案第37号

松伏町土地開発公社の解散について

- 1 趣旨
松伏町土地開発公社を解散するもの
- 2 効力発生日
埼玉県知事による解散の認可の日

議案第38号

令和8年度松伏町一般会計補正予算（第2号）

- | | |
|----------|--------------|
| 1 補正前予算額 | 10,237,989千円 |
| 2 補正予算額 | 384,164千円 |
| 3 合 計 | 10,622,153千円 |

議案第39号

令和8年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- | | |
|---------|-------------|
| 1 当初予算額 | 3,167,607千円 |
| 2 補正予算額 | 15,369千円 |
| 3 合 計 | 3,182,976千円 |

議案第40号

令和8年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- | | |
|----------|-------------|
| 1 補正前予算額 | 2,580,100千円 |
| 2 補正予算額 | 141,296千円 |
| 3 合 計 | 2,721,396千円 |

議案第41号

令和8年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- | | |
|---------|-----------|
| 1 当初予算額 | 563,323千円 |
| 2 補正予算額 | 2,481千円 |
| 3 合 計 | 565,804千円 |

議案第42号

令和8年度松伏町下水道事業会計補正予算（第2号）

- | | |
|----------|-----------|
| 1 既決予定額 | |
| （1）収益的收入 | 518,625千円 |
| （2）収益的支出 | 532,845千円 |
| （3）資本的收入 | 231,855千円 |
| （4）資本的支出 | 402,396千円 |

2 補正予定額	
(1) 収益的収入	△2, 230千円
(2) 収益的支出	△2, 230千円
(3) 資本的収入	—
(4) 資本的支出	—
3 合 計	
(1) 収益的収入	516, 395千円
(2) 収益的支出	530, 615千円
(3) 資本的収入	231, 855千円
(4) 資本的支出	402, 396千円

議案第43号

令和7年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	12, 025, 460, 591円
2 歳出総額	11, 194, 152, 704円
3 歳入歳出差引額	831, 307, 887円
4 実質収支額	590, 014, 887円

議案第44号

令和7年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	3, 046, 827, 605円
2 歳出総額	2, 990, 033, 065円
3 歳入歳出差引額	56, 794, 540円
4 実質収支額	56, 794, 540円

議案第45号

令和7年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	2, 641, 741, 237円
2 歳出総額	2, 505, 113, 347円
3 歳入歳出差引額	136, 627, 890円
4 実質収支額	136, 627, 890円

議案第46号

令和7年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	501, 443, 344円
2 歳出総額	496, 590, 840円
3 歳入歳出差引額	4, 852, 504円
4 実質収支額	4, 852, 504円

議案第47号

令和7年度松伏町下水道事業会計決算の認定について

1 収益的収入	538, 828, 127円
2 収益的支出	518, 699, 005円
3 資本的収入	133, 871, 600円
4 資本的支出	324, 027, 452円